# I 007 精神科作業療法 (1日につき)

220点

注 別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地 方社会保険事務局長に届け出た保 険医療機関において行われる場合 に算定する。

#### (精神科作業療法について)

- (3) 精神科作業療法を実施した場合はその要点を個々の患者の診療録に記

### 載する。

2

#### (厚生労働大臣が定める施設基準)

◇ 厚生労働大臣が定める施設基準とは、「特掲診療料の施設基準等」(平成18年3月厚生労働省告示第94号)に定められている施設基準である。

I 009 精神科ディ・ケア (1日につき)

1 小規模なもの

550点

2 大規模なもの

660点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとし て地方社会保険事務局長に届け 出た保険医療機関において行わ れる場合に算定する。
  - 2 当該療法を最初に算定した日 から起算して3年を超える期間 に行われる場合にあっては、週 5日を限度として算定する。
  - 3 当該保険医療機関において、 精神科デイ・ケアの場合に食事 を提供したときは、所定点数に 48点を加算する。
  - 4 精神科デイ・ケアを算定した場合は、区分番号 I 008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号 I 010に掲げる精神科ナイト・ケア、区分番号 I 010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号 I 015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

## (精神科デイ・ケアについて)

(1) 精神科デイ・ケアは、精神障害者の社会生活機能の回復を目的として 個々の患者に応じたプログラムに従ってグループごとに治療するもので あり、実施される内容の種類にかかわらず、その実施時間は患者1人当

- (2) 精神科デイ・ケアは入院中の患者以外の患者に限り算定する。ただし、精神科デイ・ケアを算定している患者に対しては、同一日に行う他の精神科専門療法は、別に算定できない。
- (3) 同一の保険医療機関で I 008-2精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、I 010精神科ナイト・ケア又は I 010-2精神科デイ・ナイト・ケアを開始した日から起算して 3 年を超える場合には、精神科デイ・ケア等の実施回数にかかわらず、算定は 1 週間に 5 日を限度とする。 図
- (4) 「注3」に掲げる加算の対象となる食事の提供は、あくまでも医療上の目的を達成するための手段であり、治療の一環として行われた場合に 寛定する。
- (6) 同一の患者に対して同一日に精神科デイ・ケアと精神科ナイト・ケア をあわせて実施した場合は、I 010-2精神科デイ・ナイト・ケアとして 算定する。 図

# (厚生労働大臣が定める施設基準)

◇ 厚生労働大臣が定める施設基準とは、「特掲診療料の施設基準等」(平成18年3月厚生労働省告示第94号)に定められている施設基準である。